広報資料
(経済同時)

令和２年１２月１０日
京都市環境政策局
（担当：地球温暖化対策室
電話：２２２－４５５５）

事業者排出量削減計画書制度における特定事業者の表彰及び第三計画期間実績の取りまとめ結果について

京都市では，京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき，市域における温室効果ガス総排出量の約１／４を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出量削減を図ることを目的として，特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し，公表を行う「事業者排出量削減計画書制度」（別紙１）を運用しています。

この度，第三計画期間（平成２９～令和元年度）の終了に伴い，計画期間中の削減実績等に優れた事業者を表彰いたします。

また，第三計画期間における実績の取りまとめ結果につきましても，併せてお知らせします。

１　特定事業者の表彰について

⑴　表彰式の概要

ア　日時

令和２年１２月２３日（水）午前１１時～午前１１時４５分

イ　場所

京都市役所　第一応接室（北庁舎４階）

ウ　受彰者

特別優良事業者　９者（表１）

エ　傍聴

会場の関係上，受彰関係者，取材関係者以外の一般の方々の傍聴はできませんので御注意ください（記者席は用意しますが，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，密な環境を避けるため，場合によっては入替制等とさせていただきます）。

⑵　表彰対象

総合評価がＳ評価となった事業者の中から，特別優良事業者等選定基準（別紙２）を踏まえ選定した特別優良事業者（９者）及び優良事業者（１９者）※について表彰します。

なお，特別優良事業者等の選定に当たり，京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会にて意見を聴取しています。

※　優良事業者への賞状の授与については，郵送等にて実施いたします。

表１　特別優良事業者及び取組内容一覧

部門	事業者名	取組内容
業務	イオンモール株式会社	・空調機の効率的な運転管理による省エネ化 ・太陽光発電設備の積極的な導入とその活用
	イズミヤ株式会社	・改装時における省エネ設備（空調，冷蔵・冷凍）の導入 ・地域の学生に対してエコ学習会の実施
	ＫＤＤＩ株式会社	・太陽光発電設備及び蓄電池等の活用による省エネ化の推進 ・関連会社と連携した積極的な環境保全活動の推進
	医療法人財団康生会	・組織的にＰＤＣＡサイクルを回して，省エネに貢献 ・機器の高効率化，ＢＥＭＳ導入によるエネルギーの効率的な利用
産業	三洋化成工業株式会社	・省エネ，温暖化対策について，組織的に取組を推進 ・省エネを楽しんで行えるように，独自イベントを開催
	積水化学工業株式会社	・空調機や照明の効率改善による省エネ化 ・社員の働き方と省エネを両立させる取組を実施
	日本電産株式会社	・設備運用管理の徹底，負荷平準化等の高効率運転の実行 ・省エネ目標を設定し，未達の場合は原因を究明し改善
運輸	京都バス株式会社	・独自に策定した計画に基づき，ハイブリッド車両を積極的に導入 ・他の交通機関と連携した運行ルートの工夫により，車両燃費を改善
	彌榮自動車株式会社	・ハイブリッド自動車への積極的な転換 ・事務所においても，高効率な機器への更新を実施

表２　優良事業者一覧

部門	事業者名	
業務	株式会社朝日新聞社	関西電力株式会社
	株式会社京都銀行	京都市教育委員会
	京都信用金庫	京都中央信用金庫
	株式会社京都東急ホテル	株式会社近鉄・都ホテルズ
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	学校法人同志社
	日本生命保険相互会社	学校法人佛教教育学園
	株式会社ブライトンコーポレーション	株式会社みずほ銀行
	学校法人龍谷大学	
産業	日新電機株式会社	三菱自動車工業株式会社
	ローム株式会社	
運輸	近畿日本鉄道株式会社	

２　特定事業者※1の第三計画期間実績の取りまとめ結果について

⑴　特定事業者の温室効果ガス排出実績

第三計画期間※2の最終年度（第３年度）である令和元年度の削減報告書を集計した結果，特定事業者（１３７者）における期間中の平均総排出量は約１８７．３万トンで，当該計画期間における基準年度総排出量※3約１９６．６万トンから，約４．７％の削減となりました（表３）。

基準年度排出量に対して，部門別でも，業務部門約４．２％，産業部門約４．８％，運輸部門約７．３％の削減を達成しており，全ての部門において目標としている削減率（業務部門：３％，産業部門：２％，運輸部門：１％）を達成しています。

※１　事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が原油換算で１，５００ｋＬ以上となる事業者，トラック１００台・バス１００台・タクシー１５０台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両１５０両以上を保有する鉄道事業者，エネルギー使用に伴うものを除き温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して 3,000 トン以上の事業者（京都市地球温暖化対策条例 第２条第１項第６号）

※２　３箇年ごとに計画期間を定めており，第三計画期間は平成２９～３１年（令和元年）度

※３　第二計画期間（平成２６～２８年度）における事業者ごとの平均排出量（基準年度排出量）を合計した値

表３　特定事業者の温室効果ガス排出実績（第三計画期間）

部門	事業者数（者）	温室効果ガス総排出量（万トン-ＣＯ２）		基準年度排出量からの増減割合（%）
		基準年度	排出量実績（期間平均）	
合計	１３７	１９６．６	１８７．３	▲４．７
業務部門	８２	１１９．３	１１４．３	▲４．２
産業部門	３４	５２．５	５０．０	▲４．８
運輸部門	２１	２４．８	２３．０	▲７．３

注　各数値は，小数第二位以下を四捨五入しています。

⑵　総合評価結果

提出された削減報告書を基に本市が削減実績の総合評価を実施した結果，部門別の内訳は次のとおりとなりました（表４）。

表４　第三計画期間の実績評価ごとの事業者数一覧　（単位：者）

部門	Ｓ評価	Ａ評価	Ｂ評価	Ｃ評価	Ｄ評価	合計
業務	１９	３８	９	１６	０	８２
産業	６	１６	７	５	０	３４
運輸	３	１５	２	１	０	２１
合計	２８	６９	１８	２２	０	１３７

＜Ｓ評価＞
制度の目標削減率を２倍以上達成しており，かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減及び重点対策実施率においても優れた実績を上げている事業者
＜Ａ評価＞
制度の目標削減率を達成している事業者
＜Ｂ評価＞
制度の目標削減率は達成していないが，原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減，重点対策実施率等で一定以上の実績を上げている事業者
＜Ｃ評価＞
制度の目標削減率を達成していない事業者
＜Ｄ評価＞
エネルギー使用量の把握，排出量削減の目標設定等ができていない事業者

○　部門別の主な排出量**削減の取組**

＜業務部門＞
・太陽光発電設備及び蓄電池の導入
・空調や照明の適切な運用管理の実施，高効率機器及び設備への更新
・エコオフィス運動や環境マネジメントシステムの実践的な運用

＜産業部門＞
・企業が主体となっての組織的な省エネ・環境保全活動の推進
・徹底したエネルギーのムダの洗出しとその改善
・生産工程の稼働率や生産効率の改善

＜運輸部門＞
・エコドライブの実践，低燃費車両への入れ替え，車両保有台数の削減
・宅配車両の小型化及び地域性を考慮した自転車・台車による集配
・駅やホーム等の付帯設備照明のＬＥＤ化

○　部門別の主な排出量**増加の要因**

＜業務部門＞
・来客数増加による，稼働エネルギーの増加

＜産業部門＞
・生産数の減少による非効率な機器の運転による原単位の悪化
・生産数の増加による排出量の増加
・設備増強による電気使用量の増加

＜運輸部門＞
・営業稼働率の増加，車両の追加購入に伴う排出量増加

３　報告書類の公表

提出された報告書は，本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

（ホームページＵＲＬ）

提出書類等の公表について

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000278157.html

温室効果ガスを排出しない新車等の販売の実績に係る報告書について

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000278295.html

別紙１

事業者排出量削減計画書制度の概要

１　特定事業者の該当要件

区　　分	要　　件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が，原油に換算して１，５００キロリットル以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック１００台以上，バス１００台以上，タクシー１５０台以上を保有する運送事業者
	鉄道車両１５０両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き，温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して３，０００トン以上の事業者

２　事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第二計画期間	❷計画書	❷-26報告書	❷-27報告書	❷-28報告書						
第三計画期間				❸計画書	❸-29報告書	❸-30報告書	❸-1報告書			
第四計画期間							❹計画書	❹-2報告書	❹-3報告書	❹-4報告書

３　事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価

・本制度では計画期間ごとに，事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量等に基づき評価を行います。
・評価は「S」「A」「B」「C」「D」の5段階としています
＜評価の概要＞

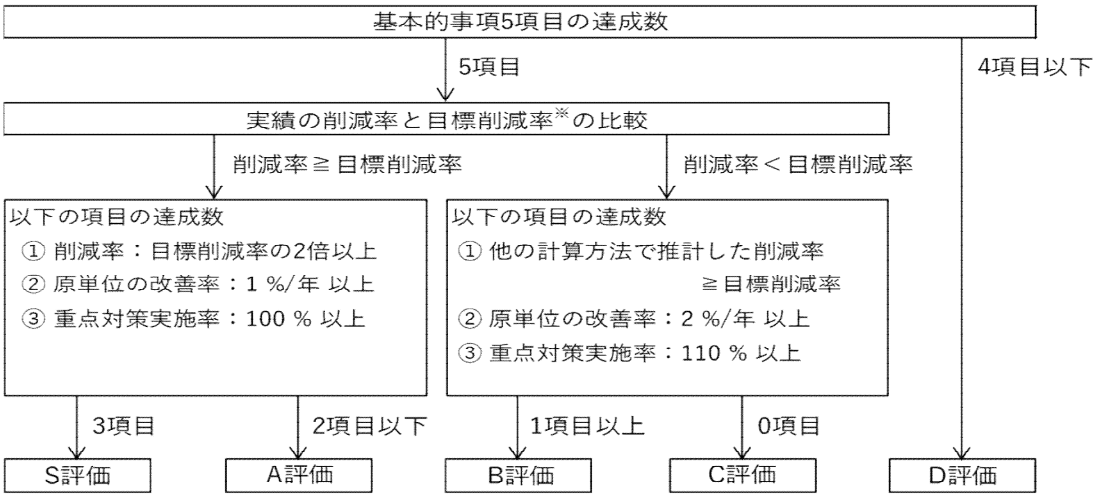

※「目標削減率」　業務部門：3年間の年平均▲3%（▲2%）
産業部門：3年間の年平均▲2%（▲1%）
運輸部門：3年間の年平均▲1%（▲0%）
（重点対策実施率100%以上の事業者は目標削減率を1%優遇して評価）

別紙２

特別優良事業者等選定基準

第三計画期間の実績に対して総合評価（Ｓ，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄの５段階評価）を実施し，総合評価が**Ｓ評価となった事業者を「優良事業者」**として，また，**その中から特に優れた事業者を「特別優良事業者」**として選定し，表彰する。

なお，優良事業者及び特別優良事業者は，条例及び環境関連の法令に違反していない事業者とする。

１　特別優良事業者の選定基準

⑴　排出量削減割合等

当制度の報告内容のうち，「温室効果ガス排出量の削減率（排出量削減率）」，「原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減率（原単位削減率）」，「重点的に実施する取組の実施率（重点対策実施率）」の３つの項目について，以下の基準を設定し，いずれかを満たす事業者を特別優良事業者候補として選出する。

項　目	基　準
① 排出量削減率※1	排出量削減率が目標削減率※2の１０倍以上であること。
② 原単位※3削減率	原単位削減率が２０％以上であること。 排出量削減率が目標削減率の２倍以上であること。
③ 重点対策※4実施率	重点対策実施率が１２０％以上であること。 排出量削減率が目標削減率の２倍以上であること。

※１　計画期間の平均排出量に対する基準年度排出量（平成２６～２８年度の平均排出量）からの削減率

※２　業務部門：３％，産業部門：２％，運輸部門：１％（事業者排出量削減指針において規定）

※３　事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を，延床面積や製品の製造量などの事業者毎に設定した事業活動の指標で除すことにより計算したもの

※４　温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で，基本的な取組であるもの，又は，地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から実施を評価され得るものとして本市が定める対策

⑵　省エネ，温室効果ガス排出量削減に向けた取組の評価

⑴で選出した特別優良事業者候補に対し，「波及性・独創性・組織性・継続性・削減効果」について，書面・電子メール等で聞取り調査を実施し，温室効果ガス排出量の削減率等が排出量削減に向けて実施した取組によるものであることを確認する。

視点	調　査　内　容　（代表例）
波及性	他者の参考となる取組である
独創性	自らの創意工夫により実施された取組である
組織性	組織的・全社的に実施された取組である
継続性	ＰＤＣＡが機能し，今後も継続的に実施され得る取組である
削減効果	取組の実施による削減効果である